

公 告

令和3年2月13日、桑折町及び新地町の区域内において発生した令和3年福島県沖を震源とする地震を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

令和3年3月5日

福島県知事 内堀 雅雄